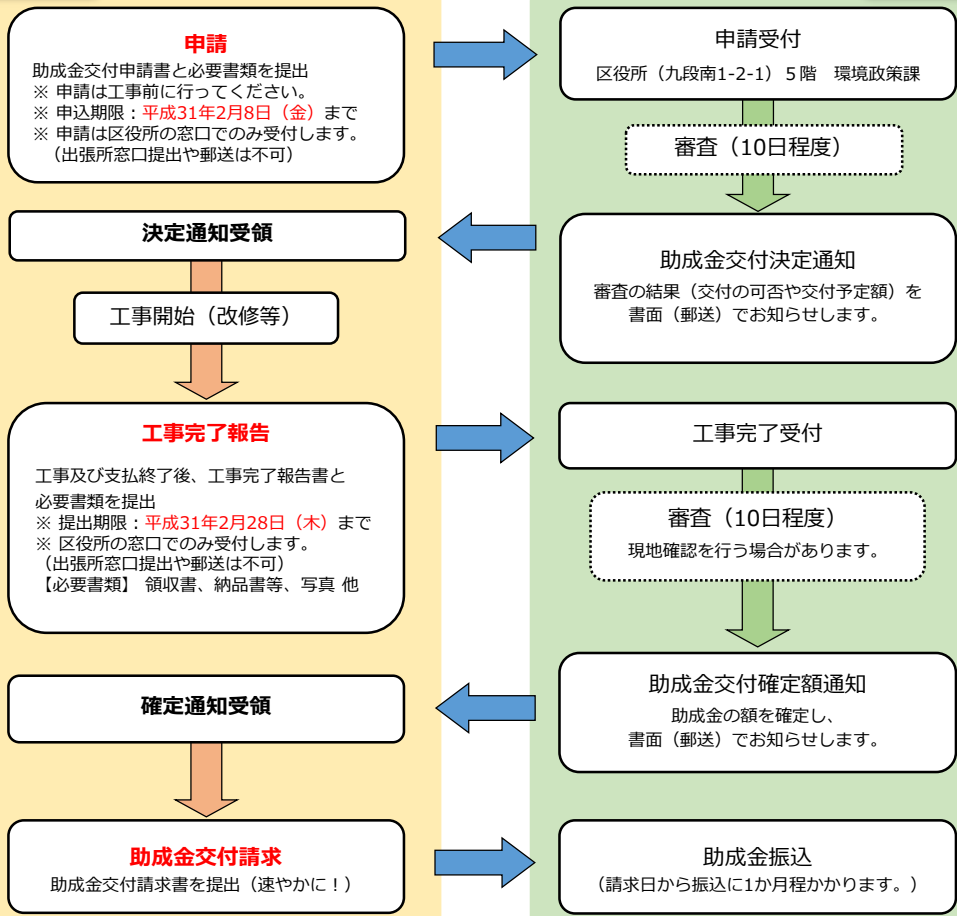


《 手続きの流れ 》

申請者



区



※改修前後1年間のエネルギー使用量を記した
実績報告書を提出していただきます。

平成30年度 千代田区省エネルギー改修等助成制度のご案内

千代田区では、住宅やマンション共用部、事業所ビル等における省エネルギー改修等を進める方へ費用の一部を助成します。

助成対象	助成項目	助成内容 (税抜)	上限合計額 (税抜)
住 宅	エネルギー管理システム (HEMS)	対象経費の 20%	上限合計:50万円 
	太陽光発電システム		
	蓄電システム		
	燃料電池システム (エネファーム)		
	高効率ガス給湯器 (潜熱回収型)		
マンション 共用部	LED照明 (施工業者が行うもの)	対象経費の 20%	~100戸 上限合計:100万円 101~200戸 上限合計:200万円 201戸~ 上限合計:300万円 
	窓断熱対策 (二重窓・複層ガラス)		
	空調		
事業所ビル	東京都地球温暖化防止活動推進センター (クールネット東京) による省エネルギー診断結果に基づく設備改修	対象経費の 20%	上限合計:100万円

※ 助成金額は千円未満を切り捨てます。

◎ 工事前の申請が必要です。
まずはお問い合わせください。



注意
事項

- ① 改修計画 (更新機器等) が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。
- ⑤ 改修等した省エネ機器等は、5年間維持管理していただきます。

お問い合わせ先
千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 5階
 ☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成対象者

【助成対象ごとの申請者要件】

住宅（戸建・マンション専有部等）	① 区内の既存建物の所有者（区分所有を含む） ② 所有者の承諾を得ている者
マンション共用部	区内の既存マンションの管理者又は管理組合等
事業所ビル（中小企業者）	① 区内の既存建物の所有者 ② 所有者の承諾を得ている者

※官公庁等は対象から除く

【共通の要件】

① 当該年度に同一の建築物における本助成制度の助成を受けていないこと
② 固定資産税や住民税等を滞納していないこと
③ 未使用の機器等に改修すること
④ 既存の対象機器等の改修で、従来の機器等と比較し、エネルギー使用量が増えないこと
⑤ 建物の改修や取付工事等をまだ実施していないこと
⑥ 一括支払いであること（工事完了報告までに全額が支払われる場合は割賦も可）

提出書類

① 助成金交付申請書（区様式）
② 改修工事等に係る見積書及びその内訳書の写し
③ 改修・更新する機器等の形状、規格等が分かるパンフレット等
④ 改修に係る内容等が分かる図面 ※LED照明への改修申請の場合は、改修場所・個数・型番等が特定できる図面
⑤ 改修前の様子がわかる現況写真（カラー）
⑥ 前年度（平成29年度）の固定資産税等の納税証明書の写し ※ 個人の場合は住民税、事業所等（業務用）の場合は事業税等でも可
⑦ 省エネルギー改修等助成に関するチェックリスト（区HP参照）
⑧ 当該建物の所有者の承諾書（申請者が所有者でない又は共同所有の場合）
⑨ LED照明への改修申請の場合は、LED照明電力等削減見込量計算表（区HP参照）

【対象建物ごとの提出書類】

マンション共用部	① 省エネ改修等に係る議決書の写し又はこれに代わるもの ② マンション共用部設備改修概要書（区HP参照）
事業所ビル	省エネルギー診断の結果に関する報告書の写し（診断後3年以内）

※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。
※提出する書類には全て同じ印（インク浸透印は不可）を使用し、消せるボールペンを使用しないでください。

機器等要件

【住 宅】

助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
エネルギー管理システム（HEMS）	ECHONET Lite規格搭載のもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体（情報収集装置、測定装置、専用モニター）及び工事費
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証（JETPvm認証）を受けたもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体、付属機器（モジュール、パワーコンディショナー等）及び工事費
蓄電システム	一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体及び工事費
燃料電池システム（エネファーム）	① 定格運転時に0.3から1.5kWの発電出力がある ② 定格運転時に低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80%以上 ③ 貯湯タンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられる	
高効率ガス給湯器（潜熱回収型）	① 従来型からの交換 ② 二次熱交換機で排気中の水蒸気を水にして排気中の潜熱を回収し熱効率を向上させたもの（概ね熱効率95%）	機器本体及び改修工事費
LED照明 ※2（施工業者が行うもの）	①電気用品安全法によるPSE認証を取得していること。 ②直管型LED照明は、照明器具全体（ランプを含む）の取り換えを行うものであって、照明器具の一部を改修・改造したものでないこと。	
窓断熱対策 ※3（二重窓・複層ガラス）	単板ガラス窓からの改修	資材費及び改修工事費

※1 対象経費には改修前の機器等に対する経費（廃棄費等）、改修機器等の搬入費、諸経費等は含まれません。
※2 非常灯及び誘導灯のLED照明器具は、常時点灯型とします。
またLED照明からLED照明への改修は対象になりません。
※3 窓の施工等で共用部に係る場合はマンション管理組合等の承諾が必要です。

【マンション共用部】

助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
LED照明 ※2	住宅の要件に準ずる	機器本体及び改修工事費
空調	東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」に指定されているもの	

【事業者ビル】

設備改修を行う場合、省エネルギー診断の報告書が必要となります。
省エネルギー診断報告書に記載がある下記の機器等を対象とします。（エレベーターは対象になりません。）

助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
窓断熱対策		資材費及び改修工事費
太陽光発電システム	住宅の要件に準ずる	機器本体及び改修工事費
LED照明 ※2		
空調	マンション共用部向けの要件に準ずる	
エネルギー管理システム（BEMS）	消費電力監視システム（デマンド監視装置）や消費電力量などの「見える化」「監視」「制御」等を行うことができるもの	
人感センサー照明システム	省エネルギー化を目的として自動制御できる機器	
高効率型変圧器	トップランナー機器であること	